

学校施設整備指針の主な改正内容

【改正の概要】

- 東日本大震災において顕在化した課題や学校施設に係る新たな課題に対応するため、有識者会議*の審議を経て「学校施設整備指針」**を改正***
- 学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等に関する規定を充実

- * 会議名称：学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（主査：杉山武彦 成城大学イノベーション学部教授）
- ** 教育内容、教育方法等の多様化など今日的な課題も含め、学校教育を円滑に進める上で必要となる施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項について、学校種ごとに示したガイドライン
- *** 今回は幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の5種類全ての整備指針について改正を実施

【主な改正内容】

- （ ○：津波対策関係 ●：避難所関係 ◎：津波・避難所共通
◇：老朽化対策 ◆：非構造部材の耐震対策 △：法改正等の対応 ）

第1章 総則

- 津波等による被害が予測される地域に立地する場合は、周辺の高台等への避難経路の確保や校舎等の屋上等への避難経路の確保について検討した上で、それが困難な場合には、高台移転、高層化を検討し、実施することが重要。
- 避難所となる場合には、想定避難者数や、災害種別のリスクを考慮し、防災担当部局と連携して、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用を踏まえ計画。また、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要。
- ◎学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施。
- ◎施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、災害の危険性の意識づけを考慮して計画。
- 断熱化や再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合も有効。
- 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担することも有効。
- ◇改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修を積極的に取り入れていくことが重要。
- 複合化等による地域の拠点としての整備は、地域コミュニティや地域防災力の強化にも有効。 など

第2章 施設計画

- 津波等対策のために高層化する場合には、他の公共施設と複合化することも有効。 など

第3章 平面計画

- 避難所となる場合は、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画。
避難所としての施設利用計画の策定に当たっては、要配慮者の専用スペースを計画することが重要。
- 高台等や校舎等の屋上等までの避難経路を短縮するよう計画することも有効。
- 屋上や上層階の緊急避難場所は、想定される津波等の水位以上の高さとするのが重要。また、上層階を津波からの緊急避難場所とする場合も、屋上への避難階段を整備することが望ましい。
- ◎津波等災害時に屋内運動場を緊急避難場所や避難所として利用するため、上層階に計画することも有効。その場合は、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要。
- 障害のある児童生徒、教職員や、高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要。
- ◎備蓄倉庫を整備する場合は、防災担当部局と連携し、想定される災害に対して安全な場所に、必要な空間を確保することが重要。 など

第4章 各室計画

●災害時に便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保することが重要。

△階段は、段差の寸法や手すりの設置、床面の素材などに配慮することが重要。 など

第5章 詳細設計

●内装木質化は、避難所となった場合の温熱環境の確保の観点からも望ましい。

◎高齢者、障害者を含む多様な地域住民の利用も踏まえ、二段手すりを整備することも有効。 など

第6章 屋外計画

○屋外の避難路は、避難を踏まえた安全な幅、形状とし、また、滑りにくい仕上げとすることが重要。

○津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、階段ではなくスロープとすることが望ましい。

○階段等の上り口は、滞留が生じないよう十分な面積を確保することが望ましい。

●プールは、災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効。

◎緊急避難場所又は避難所である旨及び避難経路を示す案内図等を設置することが重要。 など

第7章 構造設計

○屋上等に避難する場合には、当該建物が津波等による水圧等により、損壊等構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要。

◆天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要。 など

第8章 設備設計

●避難所として必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要。

●可搬式発電機等を用いて屋内照明を点灯させるために配線を工夫することが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効。

○屋外の避難路については、停電時でも安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。

●停電に備え、自家発電設備を整備することも有効。また、津波等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要。

●太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。

◎停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが有効。

◎防災行政無線の受信装置を整備することが重要。また、相互通信が可能な防災行政無線設備等の整備が有効。津波等による孤立に備え、情報通信機器を持ち出せるようにしておくことが重要。

●特設公衆電話等の避難所の情報通信環境を整備することが重要。

◎受水槽、高架水槽等は、災害時の利用も考慮して整備することが有効。

●特別支援学級関係室等は、冷暖房設備を設置することが重要。 など

第9章 防犯計画

◎避難経路に設ける出入口は、非常時には、夜間や休日であっても通行可能とすることが重要。

【特別支援学校特有の改正内容】

●停電時にも医療器具などに電気が使えるよう、安定的な電力供給が可能な自家発電設備等を整備することが重要。

●高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した多機能トイレを計画することが重要。 など